

お知らせ

平成30年6月1日

総合評価方式における低入札価格調査制度の一部改正について

このことについて、帯広市低入札価格調査及び最低制限価格実施要綱の基準を下記のとおり一部改正し、平成30年6月1日以降に一般競争入札の告示又は指名競争入札の通知を行う入札から適用しますので、お知らせします。

記

1 改正内容

次のとおり、総合評価方式における低入札価格調査制度を一部改正します。（下線部分に変更箇所です。）

なお、最低制限価格、及び、通常の価格競争における低入札価格調査制度には変更ありません。

(1) 失格判断基準の算定方法

（総合評価方式における低入札価格調査制度の）失格判断基準は、次のアからエに定める額の合計に100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の100分の87を超える場合にあっては、予定価格に100分の87を乗じて得た額とする。なお、端数処理については、調査基準価格の端数処理に準ずるものとする。

	費目	基準
ア	直接工事費	設計金額における直接工事費の97%
イ	共通仮設費	設計金額における共通仮設費の90%
ウ	現場管理費	設計金額における現場管理費の90%
エ	一般管理費	設計金額における一般管理費の 30%

(2) プラント工事区分の廃止

総合評価方式における低入札価格調査制度の「プラント工事」の区分を廃止します。

問合せ先：帯広市契約管財課

電話：0155-65-4114